

和歌山市建設工事等入札参加資格等選定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）をいう。以下同じ。）の適正な契約を確保するため、第4条各号に掲げる競争入札等に付す場合において、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 第4条各号に掲げる競争入札等に付す場合において、入札参加資格を定め又は入札参加者を選定するため、和歌山市建設工事等入札参加資格等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員によって組織し、委員長は建設総務部長をもって充て、委員は建設総務課長、建設総務課副課長及び建設総務課入札班長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を処理する。
- 3 委員長に事故あるときは、建設総務課長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、建設工事等に関係すると認められるその他の部署の職員を委員会の会議に参加させることができる。
- 5 委員会の事務を処理するため、建設総務課に事務局を置く。

(審議事項)

第4条 委員会で審議する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が2,500万円以上の、一般競争入札に付す建設工事等の入札参加資格を定めること。ただし、緊急を要する事案又は予定価格が1億円未満の建設工事等内容の軽易な事案については、第3条第1項に掲げる者に書類を回議して、委員会の会議に代えることができる。
- (2) 建設工事であって、指名競争入札に付す場合において入札参加者を選定すること。
- (3) 建設コンサルタント業務であって、指名競争入札に付す場合において入札参加者を選定すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、必要と認められる競争入札等に付す場合について、その入札参加資格を定め又は入札参加者を選定し、若しくは当該契約方法の適否の判断をすること。

(秘密の保持)

第5条 委員会の審議に参加した者は、前条に規定する審議を行った場合において、一般競争入札又は公募型指名競争入札にあっては公告等するまでの間、指名競争入札又は随意契約にあってはその指名競争入札執行通知又は見積通知を送付するまでの間、当該委員会の審議内容及び決定事項を他に漏らしてはならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 和歌山市工事請負業者選定委員会要綱（昭和63年7月12日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。